

平成25年

東部知多衛生組合議会
第2回定例会会議録

平成25年8月21日（水）開会

平成25年8月21日（水）閉会

東部知多衛生組合

平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、平成25年8月21日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 鈴木 隆 2番 木下義人 3番 浅田茂彦
4番 伊藤 清 5番 堀田勝司 6番 前山美恵子
8番 田崎守人 9番 高橋和夫
10番 大村文俊 11番 竹内一美 12番 渡辺 功

2 不応招議員

7番 森本康夫

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成25年8月21日（水）午前10時00分 開会

平成25年8月21日（水）午前11時06分 閉会

6 傍聴者

栩山文一

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一 会計管理者 内田 誠
事務局長 鈴木重利 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 副主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 鈴木重利 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		一般質問
日程第4	報告第4号	例月出納検査報告について
	報告第5号	平成23年度東部知多衛生組合継続費精算報告について
日程第5	認定第1号	平成24年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議員提出	
	議案第1号	東部知多衛生組合議会運営委員会条例の一部改正について
日程第7	議員提出	
	議案第2号	東部知多衛生組合議会会議規則の一部改正について

○議長（鈴木 隆）

皆さん、おはようございます。

皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議には、傍聴者がございます。許可をいたしましたので、よろしく願いいたします。これより議事に入ります。

東浦町の森本康夫議員に関しましては、欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、組合が進めておりますごみ焼却施設整備事業につきましては、本年の2月に新しいごみ焼却炉の処理方式を学識経験者を中心としたごみ焼却施設技術検討委員会において、組合に最も相応しいごみ処理方式をご判断していただきました。

今後は、ごみ処理施設整備の事業方式や施設整備計画等を更に検討した上で、ごみ焼却施設の発注に向けた関連業務を含む基本設計等の業務を行なっていく極めて重要な局面を向かえているところでございます。

いずれにいたしましても、20年から30年に一度の大きな重要事業でございますので、慎重かつ計画的に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、平成24年度の決算認定を提出いたしております。

議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、6番、前山美恵子議員及び12番、渡辺 功議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めて参りますので、よろしく願いいたします。

6番、前山議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（前山美恵子）

では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。ただし、質問の前に私はこの議会が初めてであります。ですから全くこれまでの経緯なども分らない中で質問を用意いたしましたのでご承知ください。

さて、長い間懸案とされてきたごみ焼却施設について、技術検討委員会よりごみ焼却施設の更新に係るごみ焼却処理方式についての答申が2月に出されました。これまでの経緯を見ると、現在の焼却施設の延命化を行ってきたことにより、平成31年度に現行施設を閉鎖すると同時に新施設を稼働させるという計画となり、新しいごみ処理方式をシャフト炉式ガス化溶融炉とされました。そこで質問をいたします。

1点目として、今後、これが正式な決定までの行程はどうなるのでしょうか。

2点目に、焼却炉の数はどうなるのでしょうか。

3点目として、処理能力を210トンとしたその根拠について。そして将来の人口状態とリサイクルなど分別の進捗率の関係をどのようにみて弾き出されたのでしょうかお答えください。

4点目に、今後、地球温暖化防止の関係でCO₂の発生を抑制していく必要に迫られております。その中で、ガス化溶融炉は排出量が比較的高いと言われていますが、その問題についてどう対処していかれるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

5点目に、以前、知多市や東海市を交えた広域化計画が示されましたが、それとの関係についてどうなっていくのでしょうか。

6点目として、当衛生組合の構成、2市2町の住民への啓蒙についてですが、シャフト炉式ガス化溶融炉の導入によって住民の意識変革に迫られることとなりますが、この点についてどうお考えでしょうか。以上お答えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、個々のご質問につきましては、事務局長からお答えしますのでよろしくお願いたします。

ご質問のごみ焼却施設更新に係るごみ焼却処理方式につきましては、技術的、専門的立場からの調査をごみ焼却施設技術検討委員へ委ねまして、これまで5回の委員会を開催いたしまして、組合に相応しいごみ処理方式を検討していただいた結果、「ガス化溶融炉一体方式（シャフト炉式ガス化溶融炉）」が最も適合性の高い処理方式であると判断されたものでございます。平成元年に設置した既存施設の東部知多クリーンセンターは、全連続・燃焼式のストーカ炉といたしまして既に20年以上、ごみの焼却処理を行っており、平成14年にはダイオキシン類削減対策といたしまして、排ガス高度処理施設整備工事を実施しているものの、施設建屋を始め、焼却炉本体、ボイラ本体等の機械設備の多くは更新されていないため、老朽化が著しく、新たなごみ処理施設を整備する必要性がございました。また、循環型社会形成に向けた取組みとして構成市町では、ごみの減量化や再資源化を図るための資源ごみ回収等の施策が行われ、既存施設の整備時と比べてごみの量やごみ質が変化してきております。このような状況を踏まえ、組合では新たなごみ処理施設整備について検討し、平成21年10月に作成した「ごみ処理基本計画」、平成22年12月に作成した「地域循環型社会形成推進地域計画」におきまして、整備時期や施設規模など、新たなごみ処理施設の整備計画を取りまとめてまいりました。

これらの経緯を踏まえまして、今後は、会議冒頭のご挨拶の中で申し上げましたとおり、ごみ処理施設整備の事業方式や施設整備計画等を更に検討した上で、ごみ焼却施設の発注に向けた関連業務を行っていく極めて重要な局面を向かえているところと認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、「安全で安定した稼働による適正なごみ処理」を目標に、「環境に配慮した焼却施設」、「循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる焼却施設」、そして「費用対効果を考慮した経済性に優れた焼却施設」を目指しまして、この大きな一大重要事業を、慎重かつ計画的に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、個々の質問につきましては、事務局長から答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

通告書の1点目、「今後の決定までのプロセスについて」、お答えします。

組合では、平成27年度から着工するごみ焼却施設の更新に向けて、平成23年度に組合内部で構成いたします施設建設委員会にて3つの処理方式、「ストーカ方式+灰溶融炉方式」、「ガス化溶融炉一体方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融炉分離方式（流動床式）」を一次選定しました。この3つの処理方式を選定するにあたりましては、「処理残渣及び最終処分量の減容・減量化」、「ごみの再資源化」、及び「処理の安定性」という部分を重要事項と捉えております。これらの経緯を踏まえ、平成24年度に学識経験者等5名から構成しました、ごみ焼却施設技術検討委員会を設置し、施設の技術的な視点から必要な意見を求め、ごみ焼却処理方式を1つに選定いたしました。

具体的には、「ごみ焼却施設の方式の評価・選定に係る事項」、「計画ごみ量、施設規模の見直し、計画ごみ質の設定に係る事項」、及び「その他施設整備に係る課題や事業方式等に関する事項」について、4つの基本方針に沿って検討・評価してまいりました。

基本方針の1つ目としましては、安全で安定した稼働により適正にごみ処理を行い、事故や運転管理上のトラブルがない施設を目指し、多様なごみ質の変化、処理ごみ量の変動にも対応でき、地震、停電等のトラブルが発生した際にも十分対処できる、安全で安心な施設とすることを目指します。

2つ目は、法や条例等で定める環境・安全基準を遵守し、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めます。

3つ目は、ごみ焼却処理に伴って生じる残渣の発生量を極力削減し、最終処分量を減らすとともに、できる限り有用金属の回収を図り循環型社会形成を目指します。また、ごみ焼却過程で発生するエネルギーの回収を進め低炭素社会の形成を目指すものとします。

最後に4つ目としましては、限られた敷地内を有効に活用したコンパクトな施設整備と併せて、施設稼働後の効率的な運転管理を実施し、運転経費の削減を図り、費用対効果を十分考慮した施設を目指しております。

次に検討方法としましては、施設規模、ごみ量、ごみ質、公害防止条件、余熱利用施設等の計画条件を設定した上で、プラントメーカーや自治体にアンケートを依頼し、先進事例や技術動向を確認しました。

そこで、当委員会では、先に述べました4つの「基本方針」を中項目として23項目、さらには小項目として70項目に細分化した上で、メーカー・自治体から提供された技術資料を基に、それぞれ評価・検討していただきました。

これら进行评估・検討した結果、今回、結論に至った「ガス化溶融炉一体方式（シャフト炉式）」を掻い摘んでご説明申しあげますと「地震・停電時等による停止後の再起動への対応性」、

「処理不適物・不燃物などの残渣の発生量の削減」という項目で、他方式より優れているとの結論でありました。また「導入実績が多く。」、「前処理等が不用であり、かつコンパクトで運転管理が容易な方式である。」との見解が示されており、その上で「スラグの利用実績が多く。」「熱回収量・熱効率が高いことから、再資源化を推進し、循環型社会及び低炭素社会の形成に十分寄与している。」という点で、他の方式より優れているとの結論でありました。

以上の長所を評価された結果、本年の2月19日に、ごみ焼却施設技術検討委員会委員長より組合管理者に対して、「ガス化熔融炉一体方式（シャフト炉式）」が最も適合性の高い処理方式であると判断しました。」との答申をいただく形となったものであります。

なお、今後の施設整備については、事業方式、発注仕様書の作成等について、検討していくこととなっております。また、環境影響評価準備書及び評価書を作成し公告縦覧、愛知県の環境影響評価審議会に諮り事業を進めていくこととなります。

続きまして、2点目及び3点目のご質問につきまして、一括でお答えします。

当組合は、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針として平成21年度に21年度を初年度とする平成35年度までの15年の期間で、ごみ処理基本計画を作成し、この計画に基づき、施設整備を進めております。施設整備を行うには、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用して行いますので、平成22年度に循環型社会形成推進地域計画を作成しております。

これらの計画の中で、国が示す循環型社会形成推進基本法による「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に示された目標値に沿って、ごみの発生量、そのごみの処理方法、処理量及び排出抑制の施策及び人口推計等について、構成市町と連携を図り検討を行っております。

ごみ処理基本計画で算定した規模は、平成31年度稼働後7年間で処理量が最大となる年間処理量を5万6,552トンと見込み「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱い」で示される算定根拠により日処理量240トンとなっております。現在の施設は、日処理量240トン(80トン3炉)であります。平成25年度予算においてお認めいただきました、ごみ処理施設基本設計等作成業務委託の中で、適切な施設規模、焼却炉数の検討を行ってまいります。

続きまして、ご質問の4点目、「CO₂の発生抑制対策について」、お答えします。

昨年度開催しました、ごみ焼却施設技術検討委員会で、循環型社会・低炭素社会形成の拠点となる施設の項目において、地球温暖化防止及び再資源化についての評価検討を行っております。

ご質問の内容にあるようガス化熔融炉（シャフト炉式）のCO₂排出量は、他方式に比べやや多く排出されます。しかし、この焼却炉方式の特徴である熱分解・ガス化から熔融を一体として高温で燃焼を行いますので、発電によるエネルギー回収や、安定した熔融スラグの物質回収等、

熱回収量・熱効率が高いことから、再資源化を推進し、循環型社会及び低炭素社会の形成に十分寄与でき、他の方式よりすぐれていると評価されております。

現在のクリーンセンターには、発電施設はありません。既存施設を建設する段階では、1日のごみ焼却量が200トン規模では発電は難しいとされており、発電施設を付設することを見送った経緯があります。現在では100トンクラスの焼却炉にも発電設備は備えられており、新焼却施設にも発電設備の設置は当然でございます。平成17年度に制度化されました交付金の交付要綱の中で発電設備を設置することが義務づけられております。規模にもよりますが発電効率が23%以上になりますと、施設の呼び方も「高効率のごみ発電施設」という名称になりまして、電気を作る施設という考え方に変わってまいります。中部電力からの受電より売電が多くなりますと、CO₂の削減に寄与できることとなりますので、いろいろな条件をクリアできる環境に配慮した施設を検討していきたいと考えております。

次にご質問の5点目「広域化計画との関係について」、お答えします。

広域化計画につきましては、平成20年8月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」の見直しが行われておりまして、県下13ブロックの中で、今ひとつ当初計画どおりの広域化計画の進展がないことから、計画変更の見直しが行われ、既に平成21年3月に公表されております。その「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」の中では、第1期で当組合が単独で施設更新、第2期計画で東海市・知多市で施設更新、最終的に両施設を統合することにより、知多北部地域で1施設に集約する広域化計画となっております。また、第2期計画の東海市・知多市との施設更新につきましては、先月4日付けの新聞報道では、ごみ焼却施設の統合に向け、両市で覚書を締結し、10年後の平成35年度を目途に統合する方針が明らかにされております。

最後のご質問の6点目「構成2市2町の住民への啓蒙について」、お答えします。

住民への啓蒙につきましては、毎年4月から6月にかけて2市2町の小学4年生、学校数は29校、前年度実績を申しますと引率者を含め、総勢2,437人が社会見学としてクリーンセンターの施設見学に来ております。その際には、「くらしとごみ」という冊子を配布し、ごみの処理方法等を中心とした説明を行っております。この施設見学の受入れにつきましては昭和50年代から続いており歴史は古く、今後も続けてまいりたいと考えております。新しい施設につきましても、こういった場も活用しながら周知を果たしてまいりたいと考えております。もう一つの啓蒙としまして、毎年、夏休み期間中に環境衛生週間のポスター募集として、特にごみの減量、排出抑制等の啓蒙を目的としたポスター募集を募り、優秀作品については、温水プールとホームページにおいて展示をいたしております。小学生以外では、構成市町のごみ減量推進委員会等の団体も施設見学の実績がございます。

いずれにいたしましても、構成市町から搬入されてくるごみを安定かつ確実に処理・処分していく組合の役目とごみ減量、排出抑制等を施設見学者に対して啓蒙してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで訂正をお願いいたします。先程、日処理量で210トンのところを240トンと間違えてお答えしてしまいました。訂正をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

一通り答弁は、終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。残り時間が5分程度でございます。6番、前山議員。

○6番議員（前山美恵子）

詳しい説明をありがとうございました。あんまり詳しく過ぎて分からなくて申し訳ないですが、時間がないものですから、2番目の焼却炉の数はまだこれからで、今のところはまだ分らないと、処理能力との関係についても、これから見直しの余地はあるよということですね。ガス化溶融炉というのは、どちらかという、ごみがエネルギーになるものですから、私の娘の所でも分別収集は積極的に行わなくて、とにかくトレーとかそういうものは燃やしてエネルギーにしるというそういう状況の中で、分別意識が高まっていかないということがあります。それにどんどん燃やせばCO₂の発生も多くなるということから、ガス化溶融炉の問題点がそういうところにあるということから、CO₂をこれからもう少し削減をしようと思うと処理能力を可能な限り小さな炉にして、皆が分別のできる所はよくしていただいて、焼却については、極力抑えていくということと、それから炉がもっと小さくなれば建設費もやはり私たちの税金の負担も少なくなるということもあるものですから、これは今のところ不明ということなのですけれども、小さくしていただけるような努力をこれからしていただけるのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木 隆）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

施設整備規模につきましては、算定基準がございます。もちろんその前に必要となるごみ質の検討・研究ですね、実態の把握といったものを加味しまして、整備規模に適応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（鈴木 隆）

時間が参りましたので、これにて「一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第4号、例月出納検査報告書が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第4号の補足説明を申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成24年度4月分から5月分及び平成25年度4月分から6月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成25年5月31日、6月20日、7月11日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

次に、お手元に報告第5号、平成23年度東部知多衛生組合継続費精算報告書が配付してありますので、報告者から補足説明を願います。

○事務局長（鈴木重利）

報告第5号「平成23年度東部知多衛生組合継続費精算報告書」について、内容のご説明を申し上げます。

報告第5号につきましては、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

予算科目は4款事業費、1項建設事業費で、事業名は生活環境影響調査業務委託事業でございます。事業年度は、平成23年度から平成24年度の2カ年の継続事業でございました。

生活環境影響調査業務委託事業に係る実績の総事業費は710万9,000円で、財源内訳は国庫支出金236万9,000円、一般財源474万円で全体計画と比較いたしまして、変更はございませんでした。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

報告につきまして、何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて諸報告を終わります。

日程第5、認定第1号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

認定第1号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度決算を地方自治法第233条の規定に基づきまして、平成25年7月11日に監査委員の審査をお願いいたしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

認定第1号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、内容のご説明を申し上げます。

お手元に、歳入歳出決算書、実績報告書を配付してございますが、歳入歳出決算書、4ページをご覧くださいと存じます。

平成24年度の歳入合計は、収入済額の合計欄のとおり13億8,732万9,508円で、予算現額との比較で458万9,508円の増となり、収入率は100.3パーセントとなりました。増額となりました要因は、2款使用料及び手数料、4款財産収入及び6款諸収入によるものであります。

次に5ページをご覧くださいと存じます。

歳出合計は、支出済額の合計欄のとおり13億5,449万854円、不用額の合計は2,824万9,146円で、執行率は98.0パーセントとなりました。

不用額の要因は、3款衛生費と6款予備費によるものであります。

従いまして、歳入歳出の差引残額は3,283万8,654円となりました。

それでは、事項別明細の歳入からご説明申し上げます。

決算書の14、15ページ、実績報告書は4ページであります。

1款、分担金及び負担金は11億1,203万9,000円で、歳入合計に占める割合は80.2パーセントであります。

前年度に比べ7,959万8,000円、7.7パーセントの増額であります。この要因は、公債費の償還終了があるものの単独事業で実施した下水道接続施設改造工事により増額となったも

のでございます。構成市町の負担金の明細につきましては、備考欄に記載したとおりでございます。

次に2款、使用料及び手数料は1億9,854万9,327円、歳入合計に占める割合は14.3パーセントであります。

1目浄化センター使用料5万2,947円は、行政財産目的外使用料で電柱の支線と自動販売機1台の使用料であります。

2目のクリーンセンター使用料1億8,019万3,678円は、前年度と比較して62万3,076円の減であります。クリーンセンターの施設使用料は、1億8,019万150円で年間の有料ごみの搬入実績は1万2,585.34トンとなり、前年度より19.91トン増えております。この有料ごみの内訳は、家庭系ごみで、前年に比べ4.0パーセントの増、事業系ごみは0.4パーセントの減となり、全体の搬入量は0.2パーセントの増加となりました。

3目の温水プール使用料1,830万2,702円の内、温水プール施設使用料1,805万1,410円は、前年度と比較して29万8,310円の増で、前年度より入場者が3,971人増え、8万943人であります。

この主な要因は、年3回開催した水泳教室によるもので、内容につきましては、実績報告書の23ページに記載しております。

3款、国庫補助金2,008万2,000円は、ごみ処理施設整備及び最終処分場の整備に係ります循環型社会形成推進交付金であります。

ごみ処理施設整備費補助金1,350万2,000円は、ごみ処理施設の環境影響評価業務とごみ焼却施設技術支援業務に係るもので、最終処分場整備費補助金658万円は、最終処分場の生活環境影響調査業務と実施設計等作成業務に係るものでありまして、いずれも対象事業費の3分の1の補助率となっております。

次に、決算書の16、17ページをお願いいたします。

4款、財産収入は2,324万9,126円で歳入合計に占める割合は、1.7パーセントであります。

1項1目の財産貸付収入591万2,022円は、葭野最終処分場など9,569.9平方メートルを駐車場用地として住友重機械工業に貸付けた収入であります。

2項1目の生產品売払収入1,733万7,104円は、粗大ごみ処理施設から回収されました鉄／721.58トンとアルミ／35.98トンの売払代金であります。売却単価の平均は、鉄が

1トン当たり2万1,426円、アルミは5万2,151円となりまして、鉄の量的な減少と鉄の売却価格が下がったために前年度と比較して730万3,290円の減額であります。

5款、繰越金3,087万1,505円は、平成23年度からの繰越金。

6款、諸収入253万8,550円は、組合預金利子及び雑入でありまして、雑入の主なものは、3施設における自動販売機の電気使用料及び廃家電等売却代等であります。

続きまして、決算書の18、19ページ歳出についてご説明申し上げます。

1款、議会費は105万8,623円、執行率は89.6パーセントであります。

1節報酬は12名分の議員報酬、9節旅費、14節使用料及び賃借料の自動車借上料の執行は、議員行政視察費用であります。

2款、総務費1項1目一般管理費は5,226万9,654円で、執行率は97.7パーセントであります。主なものは、庶務係職員4名分の人件費と派遣職員負担金などで、前年度に比べ、124万円余の増額であります。

次に8節報償費の記念品は、環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞でありまして、管内の小学4年生、784名の応募がございました。

次に20、21ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金は1,552万6,998円で、不用額の49万8,002円は、主に派遣職員負担金の精算に伴うものであります。

2目財産管理費は997万1,754円で、執行率は94.0パーセントであります。

13節委託料721万1,400円は庁舎内日常清掃委託始め、11件の委託料であります。

18節備品購入費228万5,850円は、車両2台の買替えによる執行であります。

2項の監査委員費11万7,000円は、監査委員2名分の報酬であります。

次に22、23ページをお願いいたします。実績報告書は8、9ページであります。

3款、衛生費1項1目浄化センター管理費は3億6,296万2,524円で、執行率は98.8パーセントであります。主な支出といたしましては、浄化センター職員9名分の人件費と施設の維持管理費で、需用費の消耗品費や修繕の減額がございましたが、下水道接続施設改造工事によりまして、前年度に比べ1億4,522万円余の増額であります。

11節需用費は7,537万701円でありまして、消耗品費は3,396万1,890円で、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品が主なものであります。また、光熱水費3,625万2,002円ありますが、その内98.5パーセントは電気料であります。修繕料502万6,924円は、機械設備等の修繕16件と2トンドンプトラックなどの車両修繕料

であります。なお、不用額293万4,299円の主なものは、光熱水費及び修繕料の執行残であります。

次に、13節委託料1,489万785円は、15節工事請負費から459万7,000円を流用して執行しておりますが、これは下水道接続に伴う環境影響調査委託料の執行に充てたもので、処理水槽清掃委託、コンピュータシステム点検委託など14件の委託料であります。

次に24、25ページをお願いいたします。

15節工事請負費2億365万3,800円は、破砕機補修工事始め11件の工事費でこの工事11件の平均請負率は92.9パーセントの結果でございます、前年度に比べ1億5,500万円余の増額であります。この要因は下水道接続施設改造工事によるものであります。

18節備品購入費92万5,785円は、軽自動車と衣類乾燥機の買替えによる執行であります。

19節負担金、補助及び交付金は669万3,762円で、公共下水道事業管渠布設工事負担金229万1,724円は、し尿等の処理水を公共下水道に放流するための管渠布設工事を東浦町へ委託し、それに要した費用を東浦町へ納付したものであります。

2目クリーンセンター管理費7億539万7,838円、執行率は98.7パーセント、実績報告書は、10ページから14ページであります。主な支出といたしましては、クリーンセンター職員8名分の人件費と施設の維持管理費で工事請負費の減額がございまして、前年度に比べ2,568万円余の減額となりました。

2節給料は、職員給料に不足が生じたので4節共済費より10万3,000円を流用して執行しております。

11節需用費は1億4,261万3,257円で、消耗品費4,164万9,188円は、排ガスや飛灰処理に使用します消石灰・重金属固定剤などの処理薬剤やバクフィルター、破砕機ハンマーなどの補修用部品が主なものであります。光熱水費は8,898万9,691円でありますが、その内87.3パーセントは電気料、12.7パーセントが水道料であります。

修繕料653万7,697円は機械設備11件分と重機車両等の修繕であります。

なお、不用額となりました473万743円の主なものは、光熱水費及び修繕料の執行残であります。

次に26、27ページをお願いいたします。

13節委託料3億7,987万8,307円は、24時間体制でゴミ処理を行っております、クリーンセンター運転管理委託料2億2,438万5,000円始め19件の委託料であります。備考

欄の上から5番目の廃棄物埋立処分委託料9,544万2,877円は、焼却灰等を衣浦港3号地や民間の処分場などに埋立処分した費用であります。なお、不用額の414万7,693円の主なものは、廃棄物埋立処分委託料と破碎不燃物処分委託料の執行残であります。

15節工事請負費1億2,278万2,800円は、ボイラ等補修工事を始め9件の工事費で、この工事9件の平均請負率は89.3パーセントでございました。前年度に比べ2,063万1,450円の減額であります。

18節備品購入費30万4,500円は、AEDの購入による執行であります。

27節公課費219万2,500円の主なものは、公害健康被害の補償に関する法律の規定で課せられる、汚染負荷量賦課金であります。

次に、3目洲崎最終処分場管理費77万6,521円は、最終処分場の維持管理に要した費用であります。

28、29ページをお願いいたします。実績報告書は15、16ページであります。

2項1目温水プール管理費は8,378万4,024円で、執行率は98.9パーセントであります。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費とプール運営における需用費及びプール維持管理費であります。需用費の光熱水費の増額により、前年度に比べ1.1パーセント89万円余の増であります。

7節賃金164万9,000円は、水泳インストラクター1名の臨時傭人料、11節需用費は2,124万5,724円でありまして、内消耗品費180万3,631円は、プールの水質保全のための処理薬剤及びポンプなどの機械部品購入費であります。光熱水費1,681万2,845円は、電気料及び水道料であります。なお、不用額78万1,276円の主なものは、修繕料の執行残であります。

13節委託料4,883万5,185円は、プール施設の管理に要する13件分の委託料であります。備考欄の上から4番目のプール管理業務委託料3,869万2,500円は、プール利用者の受付とプール室内の安全監視が主な業務で、プールの安全監視は、夏休み期間中は10名、それ以外は6名体制で行っております。

14節使用料及び賃借料724万1,831円は、下水道使用料に不足が生じたため11節需用費より14万9,000円を流用して執行しております。

その他の主な執行は、プール利用者の駐車場用地借上料であります。

15節工事請負費115万5,000円は第1種圧力容器補修工事でありまして、労働安全衛生法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事であります。

18節備品購入費38万5,476円は、水泳教室で使用するプール用の足場を購入しております。

次に30、31ページをお願いいたします。実績報告書は17ページであります。

4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は5,643万6,220円で前年度に比べ4,153万円余の減額であります。この要因は、主にごみ処理施設用地取得のための用地購入費の減によるもので、ごみ処理施設は平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図っております。

8節報償費38万円は、ごみ焼却施設技術検討委員会委員4名分の謝礼金で、9節旅費は、技術検討委員に係る普通旅費に不足が生じたため19節より6,000円を流用して執行しております。

13節委託料4,050万7,320円は、環境影響評価業務委託料始め2件の委託業務で、15節工事請負費173万2,500円は、ごみ焼却施設建設用地の除草、碎石敷均し工事であります。

19節負担金、補助及び交付金は、建設事業に携わっている職員1名の派遣職員負担金であります。また、その他負担金500万円は、ごみ焼却施設及び最終処分場の更新に伴う大府新田組に対する地元協力金であります。

次に2目最終処分場建設事業費は、平成27年度供用開始を目指す最終処分場建設に係るもので、支出済額は3,611万4,890円で、前年度に比べ2,292万円余の増額であります。この要因は主に最終処分場の未買収でありました土地購入費によるものであります。

13節委託料1,989万9,106円は、生活環境影響調査業務委託料始め3件の委託料、17節公有財産購入費1,605万6,100円は最終処分場建設予定地の中にあつた未買収分の用地、523平方メートル、1筆の土地購入費であります。

22節補償、補填及び賠償金12万8,934円は、未買収分用地内の物件等補償費であります。

5款、公債費1目元金4,087万6,000円及び2目利子472万5,806円については、最終処分場用地取得債に係る元利償還金とごみ処理施設用地取得債の利子の償還金ですが、政府資金の償還終了のものがあつたので前年度に比べ1億465万円余の減額であります。

6款、予備費の執行はございませんでした。

なお、35ページの実質収支に関する調書、40ページ以降の財産に関する調書につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。また、実績報告書にはご説明以外の組合の成果と実績も載せてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第1号平成24年度決算のご説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

説明が終わりました。

引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、古橋監査委員からお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。審査の方法につきましては、平成25年7月11日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をいたしましたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされておりました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認いたしました。

以上、平成24年度決算に関しては、特段指摘する事項はありませんが、単独事業で実施したし尿処理施設の下水道接続施設改造工事は、し尿等の搬入量が年々減少していく中、放流先を公共下水道へ切替え施設整備がされました。今後は、し尿処理施設の運転管理の合理化を図り効率的な維持管理に努めていただきたい。

また、最終処分場建設事業においては用地取得を終え、いよいよ建設工事が始まります。着工にあたり最善の注意を払い、品質確保に努めていただきたい。

以上、経済状況の好転が言われるものの、地方財政は依然と厳しい状況であります。事務事業の効率化を考え、計画的な事業推進に努められる事を要望し、むすびといたします。

以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かを示していただきまして、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

○6番議員（前山美恵子）

実績報告書の13ページ、市町別ごみ搬入量の推移というところで、家庭ごみと事業ごみが分けられて書かれておりますけれども、家庭ごみの中の1人1日当たりの排出量が各市町別に書か

れておりますが、豊明市は4自治体の中で一番少ないということなんですが、これについての組合側での分析はどのように分析されたのでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

豊明市におきまして、他の1市2町より1日当たりの排出量が少ないという部分につきまして、生ごみのたい肥化事業を行っているところでありまして、現在では約8,000世帯を対象に生ごみのたい肥化事業が展開されておると承知しております。これは、循環型社会形成推進基本法がございますが、循環型社会形成を推進する意味で非常に有意義な手段かなと思います。終わります。

○議長（鈴木 隆）

6番、前山議員。

○6番議員（前山美恵子）

生ごみのたい肥化の影響で、豊明市の1人1日当たりの排出量が少ないということが数字で表れたんですけども、これに対する組合側の評価はどうなんでしょう、より進めていくべきなのか。実は、豊明市内では、生ごみたい肥事業については、事業仕訳をされるほどコストがかかるということで叩かれているものですから、こちらの方の評価と豊明市の評価とちょっと違うのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

コストまで踏み込んだ分析は直ちにはできませんが、ただこの2市2町で経常的経費になりますと、搬入割合に応じて負担をしていただくこととなりますので、搬入量が少ないということは、それなりに負担金も減るといことが考えられます。ですから、豊明市においてそのような努力をされておれば、負担金の割合は下がっているということで、メリットになると思います。終わります。

○議長（鈴木 隆）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

認定第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

認定第1号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会運営委員会条例の一部改正について」及び日程第7、議員提出議案第2号「東部知多衛生組合議会会議規則の一部改正について」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○5番議員（堀田勝司）

それでは、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会運営委員会条例の一部改正について」、及び議員提出議案第2号「東部知多衛生組合議会会議規則の一部改正について」、提案理由並びに内容のご説明を申し上げますので、議案並びに裏面の参考資料、新旧対照表と併せてご覧願いたいと存じます。

まず、議員提出議案第1号の提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、条例第1条で引用しております、地方自治法の条項を「第109条の2」から「第109条」に改めるもので、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議員提出議案第2号の提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、会議規則を改正するものでございます。

内容につきましては、会議規則第16条で引用しております、地方自治法の条項を「第115条の2」から「第115条の3」に改めるもので、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより、質疑に入ります。

まず、議員提出議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に、議員提出議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議員提出議案第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に、議員提出議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

まず、議員提出議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会運営委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議員提出議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議員提出議案第2号「東部知多衛生組合議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました全案件につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げます。東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

これもちまして、平成25年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞さまでございました。

(閉会)

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

鈴木 隆

6番議員

前山 美恵子

12番議員

渡辺 功

